

# 時間どおりに出せない方へのごみ出し支援制度

夜勤のため、決められた曜日・時間にごみ出しできない方を対象に、環境局事業所及びクリーンセンターにおいてごみの排出拠点を設置し、市民サービスの向上を図ります。

※この制度を利用するにあたっては、事前申込みが必要です。

## ○対象

### 1 対象者

- 原則、次の要件をすべて満たす方
  - (1) 神戸市内に在住している方
  - (2) 夜間勤務者（午前0時から午前8時の間に勤務している方）
  - (3) 単身者（同居人のいない方）
- 上記の要件を満たさない場合でも、例えば、2人世帯で共に夜間勤務者など決められた曜日・時間にごみ出しできないと判断される場合には対象とします。



### 2 対象とするごみ

- 申込者の住居から発生した家庭系ごみであること。
  - ごみの種類は、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「カセットボンベ・スプレー缶」、「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」の5種類
- ※但し、拠点によっては受入れできないものがあります。

## ○支援の流れ

### 1 事前相談

- この制度の利用をお考えの方は、下記問合せ先まで、事前にご相談ください。

### 2 申込み

- 提出書類として、①申込書②勤務証明書③住民票の写し（世帯全員）※が必要です。  
※本籍、個人番号の記載は不要です。
- ①②の様式は、市HPを参照、又は下記問合せ先まで請求してください。
- 排出場所は、【別表】のうち、1箇所を選んでお申込みください。
- 提出方法：下記問合せ先まで、郵送又は持参してください。

### 3 審査・承認

- 市で要件を確認し、審査の結果、承認を決定した場合は、排出承認証を発行します。

### 4 ごみの排出

- 承認内容（ごみの種類、排出場所、排出日時、期間）に従い、ごみを排出してください。
- 必ず排出承認証を携帯し、注意事項を守り、職員の指示に従ってください。

裏面に続く↓

(注意事項)

- 排出は、申込者本人が行い、必ず承認証を携帯すること
- 住所、氏名その他の事情変更があったときは、直ちにその内容を届け出ること
- 排出の必要がなくなったときは、直ちに承認証を返還すること
- 承認された区分の家庭系ごみを指定袋に分別し、承認された時間、場所に排出すること
- 「燃えるごみ」の排出は週2回まで、「缶・びん・ペットボトル」「容器包装プラスチック」は週1回まで、「燃えないごみ」「カセットボンベ・スプレー缶」は月2回までとすること
- 1回に排出するごみは、各ごみ区分3袋以内とすること
- 承認内容に違反した場合など、ごみの排出をお断りする場合があります

【別表】 排出場所について

排出場所	所在地	受入れるごみの種類	排出時間
東灘事業所	東灘区魚崎西町3丁目5番3号	「燃えるごみ」 「燃えないごみ」 「カセットボンベ・スプレー缶」 「缶・びん・ペットボトル」 「容器包装プラスチック」	月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後4時まで
灘事業所	灘区琵琶町2丁目1番2号		
中央事業所	中央区脇浜町3丁目2番30号		
兵庫事業所	兵庫区御崎町1丁目3番15号		
北事業所	北区山田町下谷上字五郎本1番地の1		
長田事業所	長田区真野町9番24号		
須磨事業所	須磨区小寺町2丁目5番16号		
垂水事業所	垂水区本多間7丁目1番1号		
西事業所	西区平野町向井字祇園尾100番地		
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7		
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1		
苅藻島クリーンセンター	長田区苅藻島町3丁目12番28号		
落合クリーンセンター	須磨区中落合3丁目1番1号		
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番蘭74番地の1		

ご相談・お問い合わせは

環境局業務課

〒651-0086

神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST2階

TEL：078-595-6141

FAX：078-595-6246



ホームページは

神戸市 ごみ出し支援 夜勤

検索